税帳と税帳使

大租数文と官稲混合を中心に

本庄総子

はじめに

収支を中央に報告するために作成された帳簿様文書である。 税帳とは、 律令体制下の日本において、各国に貯えられた正税の 正税と

送に際しては国司本人が税帳使として中央まで出向くことと規定さ えられていた。 は田租と出挙息利を主な収入源とする稲穀で、地方各郡の正倉に貯 税帳は毎年一度作成されて中央へ申送されるが、 申

れている

使者に立ち、 小諸使とは区別される大使として注目されてきた。 集使・大帳使・税帳使・貢調使の四使をいう。 後代、税帳使は四度使の一つに数えられている。 勘会にあたらなければならないとされており、 いずれも国司本人が 四度使は地方の 四度使とは 他の群 朝

> は、 律令年度サイクルを規定する根幹ともいうべき使者であり、その一 であることは言うまでもないが、 である税帳使と彼のもたらす税帳の制度が律令行政史上極めて重要 いまだに不明な点が多い。 しかし、 その成立と沿革について

構成する他の三使と違い、律令に明文の規定がない。いつ、どのよ うな指令に基づいて税帳が作成・進上されるようになったのか、 まず第一に成立について。税帳及び税帳使については 四度使を

眀

確でないのである。

は、 それまで税帳は正税だけを把握する帳簿であったが、 上出挙されていた雑色官稲を、 天平六年(七三四)にとられた措置で、 第二に沿革、特に官稲混合との関わりについて。 吸収した雑色官稲の収支をも報告の対象とすることになったの 正税に混合するというものであった。 従来、 使途に応じて別置の 官稲混合とは、 官稲混合以後

である。

されなかったために、 制度史上、官稲混合がいかなる意義を持つていたかについて、 かったのかという点についてはなお明らかとは言い難い。 を迫るものであったのか、それとも書式変更以上の意味は持たな れているが、 チェックに適する)とそれ以外の雑色官稲帳書式 的に論じた研究は少ない。 た観点から検討されてきている。 あるいは国司を中心とする弾力的・合理的な財政運用の構築といつ ら確認されている。またその意義についても、支出の増大への対処。 クに適する) 官稲混合の事実が税帳にはつきりと表示されていることは早くか が併存しており、 官稲混合という措置が、 国により書式の差違が生じたとの指摘がなさ 官稲混合以前、 官稲混合の際に統一した書式が頒下 しかしながら、 税帳及び税帳使の制度に変革 税帳書式(蓄積状況の 税帳及び税帳使の (支出状況のチェッ 具体

帳使の制度的沿革を、税帳の記載内容の分析から検討したい。本稿ではこうした問題点を踏まえ、八世紀前半における税帳と税

税帳制度の成立

税帳制度の成立を考える上で注目されるのは次の史料である。

史料一 『続日本紀』大宝二年(七〇二) 二月丙辰(十九) 条

諸国大租・駅起稲及義倉、并兵器数文、始送于弁官。

(諸国の大租・駅起稲及び義倉、并せて兵器の数の文、始めて弁官

に送らしむ。)

この史料にあらわれる大租数文については、輸租帳に類するものとの見解もあるが、大租と大税とは重なり合う概念であると考えられ、税帳と関わるものとして注目を集めてきた。大租数文について、本格的な検討を加えられたのが岡田利文氏である。氏は税帳制度の「素朴な原型」を大租数文に求めつつも、あくまで浄御原令制下から貯積されてきた租穀の現在額の報告書に過ぎず、一回的なものである可能性もあるとされ、税帳制度が確立したのは和銅元年ある可能性もあるとされ、税帳制度が確立したのは和銅元年ある可能性もあるとされ、税帳制度が確立したのは和銅元年ある可能性もあるとされ、税帳制度が確立したのは和銅元年ある可能性もあるとされ、税帳制度が確立したのは和銅元年のである。

に求め、大宝元年に税帳は誕生したとされた上で、「大租数文」のまた近年、山本祥隆氏は、税帳制度の法的根拠を大宝雑令公廨条

解釈については岡田氏の見解に賛同しておられる。

捉え、ここに税帳制度にも大きな変化があったはずであるとされて、大動倉別定を命じた和銅元年太政官符を地方財政史上の一大画期と、大動倉別定を命じた和銅元年太政官符を地方財政史上の一大画期と、大助舎になるという見通しを述べられた上で、大助舎になるという見通しを述べられた上で、大助舎に、東起稲帳については『続日本紀』和銅二年六月乙また岡田氏は、駅起稲帳については『続日本紀』和銅二年六月乙

指摘した上で岡田説を援用しておられる。がまさに和銅元年太政官符においてであることを重視され、これ以がまさに和銅元年太政官符においてであることを重視され、これ以いるわけであるが、さらに傍証として、「税文」という言葉の初見

るように思う。 同田氏は駅起稲についての史料の重複をもって、大宝二年の諸公文 のとされるのであるが、和銅二年記事は極めて簡略で、 を臨時的なものとされるのであるが、和銅二年記事は極めて簡略で、 のとされるのであるが、和銅二年記事は極めて簡略で、 のとされるのであるが、和銅二年記事は極めて簡略で、

よう。がある。和銅元年に下達された、不動倉にかかる太政官符を確認しがある。和銅元年に下達された、不動倉にかかる太政官符を確認し和銅元年をもって税帳制度の画期とする岡田氏の考え方にも疑問

校欠、徴所連署人。〉 別造鎰一勾。〉国郡司等、各税文及倉案、注其人時定倉。〈後検別造鎰一勾。〉国郡司等、各税文及倉案、注其人時定倉。〈後検太政官符、大税者、自今已後、別定不動之倉、以為国貯之物。〈郡史料二 『延暦交替式』和銅元年(七〇八)閏八月十日太政官符

其の人の時定むる倉と注せ。〈後に検校して欠あらば、連署せる所貯の物とせよ。〈郡別に鎰一勾を造れ。〉国郡司等、各税文及び倉案に、〈太政官符す、大税は、自今已後、別に不動の倉を定めて、以て国

の人より徴れ。〉)

有力であった。によって拡大された国司の財政権を今度は制約したものとする説がによって拡大された国司の財政権を今度は制約したものとする説がここに定められた不動倉別定については、大宝元年、次の史料三

勅、凡其庶務、一依新令。又国宰・郡司、貯置大税、必須如法。史料三 『続日本紀』大宝元年(七○一)六月己酉(八)条

租之状、并頒付新印様。

如有關怠、

随事科断。

是日、

遣使七道、

宣告依新令為政及給大

為し及び大租を給ふの状を宣告し、并せて新印の様を頒付せしむ。)随へて科断せよ。是の日、使を七道に遣はして、新令に依りて政を税を貯置すること、必ず法のごとくすべし。如し闕怠有らば、事に(勅せらく、凡そ其れ庶務は、一ら新令に依れ。又国宰・郡司、大

が明らかにされた。ところがその後、渡辺晃宏氏によって、動用倉と不動倉の差違にから両者を区別した蓄積がされていたわけではなかったということから両者を区別した蓄積がされていたわけではなかったということと

これを前提とすれば、不動倉を別に定めよとした和銅元年の太政

見するからである。

大画期と見ることは難しい。
大画期と見ることは難しい。
であれば、不動倉別定をもって、地方財政史上の一に国司に大税管理が委任された時点から折り込み済みであったのでに国司に大税管理が委任された時点から折り込み済みであったのでに国司に大税管理が委任された時点から折り込み済みであったのでに国司に大税管理が委任された時点から折り込み済みであったので

また「税文」という言葉の初見は確かに史料二であるが、これは 、これでは 、この事実はむしろこの時点の税文がある とを考えれば、不動倉別定がわずか六年しか隔たった 大租数文作成命令と和銅元年の不動倉別定がわずか六年しか隔たった。 大租数文作成命令と和銅元年の不動倉別定がわずか六年しか隔たった。 大租数文作成命令と和銅元年の不動倉別定がわずか六年しか隔たった。 大租数文作成命令の時点で成立したものと同一と考えてよいのでは 大和数文作成命令の時点で成立したものと同一と考えてよいのでは 大和数文作成命令の時点で成立したものと同一と考えてよいのでは 大和数文作成命令の時点で成立したものと同一と考えてよいのでは

令こそ、税帳制度の始期として差し支えないと考えられる。それを受けて発令されたことが疑いない大宝二年の大租数文進上命は根拠が乏しく、それ以前、時期的に考えて大宝元年の大税貯置と、以上、和銅元年頃に税帳制度成立の画期を認める岡田氏の見解に以上、和銅元年頃に税帳制度成立の画期を認める岡田氏の見解に

税帳の進上文言には、しばしば雑用について少々不自然な表現が散山本氏の指摘もあるとおり、改めて考える必要がある。というのもただし、大宝年間の税帳に雑用記載があったかどうかについては、

(1) 天平二年度大倭国

以前収納大税穀穎并神戸租等数具録如前、謹解

(2) 天平二年度伊賀国

右件大税雑用并収納顕注如前、仍付史生従八位下韓国君

(3) 天平二年度越前国

佐美申送謹解

位下阿刀造佐美麻呂申上以解。以前天平二年収納正税穀并穎稲雑用如件、仍付史生大初

(4) 天平四年度隠岐国

謹件収納天平四年正税并雑用之状具注如件、仍差史生大

初位上民使古麻呂充使進上謹解

(5) 天平六年度尾張国

謹件収納天平六年正税雑充用之状具注如件、仍付守従五

位下勲十二等多治比真人多夫勢進上以解

(6) 天平六年度周防国

(7) 天平九年度和泉監

以前天平九年収納正税并神税如件、仍付正従六位上勲

十二等黄文連伊加麻呂申送以解。

(8) 天平九年度駿河国

位下勲十二等下毛野朝臣带足申上以解。 一位下勲十二等下毛野朝臣带足申上以解。

える。

(1)(2)(7)については問題ない。しかしそれ以外の文言はいかがであろうか。(3)「収納天平六年正税并雑充用」、(6)「収納天平六年正税并雑充用」、(8)「収納天平九年正税并雑充用」、(6)「収納 大平六年正税并雑充用」、(8)「収納天平九年正税并雑充用」、(6)「収納 方の文言から「雑用」「并雑充用」などの文言を除けば、極めて はの文言から「雑用」「并雑充用」などの文言を除けば、極めて さの文言から「雑用」「并雑充用」などの文言を除けば、極めて さの文言から「雑用」「并雑充用」などの文言を除けば、極めて すっきりとした文章になる。

の報告が後発的であることを示唆しているように見える。ないことの原因は別途考える必要があろうが、それ以外の国についないことの原因は別途考える必要があろうが、それ以外の国についないことの原因は別途考える必要があろうが、それ以外の国についないことの原因は別途考える必要があろうが、それ以外の国についないに近い大倭・和泉・伊賀でこうした文章表現の欠陥が生じてい

貯積を本来的性質としており、雑用に回されることは例外的であつおいて岡田・山本両説に賛同したい。ただし、周知のとおり大税は要な機能としていなかったことは確かであると考えられ、この点に初期の税帳は雑用記載を備えていなかった、少なくともそれを主

ように、税帳が制度的に未熟であると評価することはできないと考たから、雑用記載が欠落していることをもって、岡田氏のいわれる

釈に誤りがあると考えられるからである。大宝二年二月の大租数文進上にかかる史料一については、従来の解たとされた点についてであるが、これには疑問がある。というのも、次に、山本氏が大宝雑令公廨条の登場によって税帳制度が成立し

正しいのだろうか。ことを示す記事と解されているようであるが、果たしてその解釈はことを示す記事と解されているようであるが、果たしてその解釈は史料一は一般的に、諸国が大租以下の数文を実際に弁官に送った

り、残る一例が次の史料である。 り、残る一例が次の史料である。このうち五例は「制」「太政官処分」と 料一以外に六例見出せる。このうち五例は「制」「太政官処分」と 送」と指定するのが『続紀』におけるこの時期の記事の特徴で、史 がよる。このうち五例は「制」「太政官処分」と がよる。このうち五例は「制」「太政官処分」と がはっきりしてお

始五位已上卒者、即日申送弁官。 史料四 『続日本紀』和銅四年(七一一)閏六月丙午(三)4

(始めて五位已上卒せらば、即日弁官に申送せしむ。)

全て例外なく弁官への申送を命じた記事であり、実際に申送されたと解するのが自然であろう。つまり、史料一以外の弁官申送記事は史料の性質からいっても、即日弁官へ申送すべきことを命じたもの上の日、誰か五位以上の者が死亡したという事実は確認できない。

あろう。大宝二年二月に税文が提出されたわけではなかったことを大租数文が提出されたことを語る記事ではないと解するのが穏当でそうであれば、史料一もまた弁官への申送を命じた記事であり、

たい。

事実を記したものではなかったことが確認できるのである。

確認しておきたい

合 始されたものではないと考えられる 命令によって開始されたのであり、 状況を理解し難い。 きながら、 の作成命令の発付であった。 かるべきである。 れば、まさにこの大宝二年二月頃までに第一の税帳が提出されてし もし大宝令の定めによって税帳が作成されるようになったのであ 既に前年、 わずか一年もしないうちに重ねて命令したことになり、 大税貯置と同時に庶務は一ら新令に依れと命じてお しかし、 税帳作成はあくまでも大宝二年の大租数文作成 実際に大宝二年二月に行われたのは税帳 雑令公廨条を税帳作成の根拠と見る場 公廨条によって自動的に作成開

対して告知することはよくあった。この時に税文以下の作成方法に使であろう。当時、地方行政に何らかの改革を行う場合、朝集使に大租数文作成命令を直接に受けたのは恐らく在京中であった朝集

二 税帳の進上期限と雑令公廨条

ては議論が重ねられている。そこで本節では、この問題を取り上げ大宝二年に作成を開始された税帳であるが、その進上期限につい

現存する税帳は天平年間(七二九~七四九)に集中しているにも現存する税帳は天平年間当時、税帳に進上期限があったのかどうかがわらず、同帳に記された進上月日が表1に示したとおりバラバがかわらず、同帳に記された進上月日が表1に示したとおりバラバが帳で、果たして天平年間当時、税帳の方は、厳密な申送期限の下で作成されていたのに対し、税帳の方はいかにも不統一といった有様で、果たして天平年間当時、税帳に進上期限があったのかどうかという点が議論を呼んだのである。

税帳の進上期限については、『延喜式』では二月三十日と定めら

れている。

史料五 『延喜式』民部下

嶋、二月卅日以前送太宰府。府以加覆勘、五月卅日以前申官。凡進正稅帳者、皆限二月卅日以前、竝申送官。但西海道諸国並

表 1 税帳の進上年月日

| 21 · MA · N== 1 / / A | | |
|-----------------------|------------------|-----------------|
| 年度/国 | 税帳記載の年月日 | 進上時 期区分 ※ |
| 天平2年/大倭 | 天平 2(730)/12/20 | 0 |
| 天平2年/尾張 | 天平 2(730)/12/ - | 0 |
| 天平2年/伊賀 | 天平 3(731)/02/07 | • |
| 天平2年/越前 | 天平 3(731)02/26 | • |
| 天平4年/隠岐 | 天平 5(733)/02/19 | • |
| 天平6年/尾張 | 天平 6(734)/12/24 | 0 |
| 天平6年/周防 | 天平 7(735)/07/03 | • |
| 天平9年/駿河 | 天平10(738)/02/18 | • |
| 天平9年/和泉 | 天平10(738)/04/05 | • |
| 天平10年/淡路 | 天平 10(738)/12/27 | 0 |

府以て覆勘を加へ、 送せよ。 (凡そ正税帳を進らむには、 但し西海道諸国并せて嶋は、 皆二月卅日以前を限り、 二月卅日以前太宰府に送れ 並びに官に申

五月卅日以前官に申せ。

がある。 目し、 をあげておこう。 の段階では十分守られていなかったと考えるのが穏当とされている。 また山里純一氏は、 方山本氏は、 雑令公廨条に税帳の法的根拠を求められたわけである。 表1のとおり年内進上が四例も見られることに着 期限は当初から定められていたが、 天平年間

定める二月三十日という期限は存在せず、 に二月三十日と定められていたのではないかとの岡田利文氏の意見 いたわけではないにしろ、 以上の状況を踏まえ、 そして延喜式の規定は弘仁式まで遡るであろうと推定されてい この早川説に対しては、 早川庄八氏は、 明文化された規定はなかったと判断され 和銅五年以前に成立した民部省式に既 少なくとも天平期には式が 国司の恣意に委ねられて

る た。

> 史料六 雑令公廨条

凡公廨雜物、 皆令本司自勾録。 其費用見在帳、 年終一申太政官

随至勾勘

(凡そ公廨の雑物は、 年終に一たび太政官に申せ。 皆本司をして自ら勾録せしめよ。 至るに随ひて勾勘せよ。) 其の費用見

法として一定程度の実効性を有していたとされている。 民部省式で初めて制定され、 山本氏の論旨は複雑で、大宝令段階では 税帳の制度と公廨条の関連については、 養老令に引き継がれ、 「年終」の規定は存在せず、 筆者もかつて想定したこ 天平年間の現行

とがあり、 氏は十二月末日までの収支状況を記載すべき税帳を、 は半分以下ということになり、 氏の想定どおりだとしたら、 あながち的外れとは考えていないが、 天平年間にこの規定を遵守していた国 甚だ不自然ではないだろうか。 しかし、もし山本 年度内に完成 山本

| 表 2 税帳使一覧 | | |
|-----------|--------|--|
| 年度/国 | 税帳使の官職 | |
| 天平2年/伊賀 | 史生 | |
| 天平2年/越前 | 史生 | |
| 天平4年/隠岐 | 史生 | |
| 天平6年/尾張 | 守 | |
| 天平6年/周防 | 史生 | |
| 天平9年/和泉 | 正 | |
| 天平9年/駿河 | 守 | |
| | | |

込むだろうか、という疑問 が浮かぶ。表1を素直に解

ざ令文を修正してまで組み

釈するなら、明文規定なしとされた早川説にもなお一定の理がある ように思われるのである

根拠としては弱い。 が、 が原因で年終規定が二月末日規定に取って代わられたという論旨も 上することはごく普通に行われていたことであり、この「不可能」 また山本氏は税帳の年度内完成を本来的に不可能なこととされる 当時の律令行政のあり方として、年度末、月末まで見込みで計

変化は天平六年 は考えている。 進上期限の変更は、 以下節を改めて詳しく論じていきたい (七三四) 税帳制度の変化と大きな関わりがあり、 の官稲混合を画期として起こったと筆者 その

三 税帳制度の変化 天平六年官稲混合に関して

税帳使の変化

のであるが、そのような

元々不合理な規定をわざわ

であったから、遵守されな することは本来的に不可能

いことが多かったとされる

とができる。『万葉集』では天平十八年度の守、 降の税帳使は全て長官があたっているという明確な差違を見出すこ 国の税帳については、翌年七月という極めて異例な時期に提出され ているが、いずれも四等官以上である。 ならば、天平六年より前の税帳使は全て史生であり、天平六年度以 ており、 税帳をそれぞれ付された税帳使の官職一覧である。天平六年度周防 天平六年を境として、税帳使の官職に変化が現れる。表2は現存 天平十年度駿河国正税帳には「天平七年正税帳使」の目が見え 特殊な事情があったものとして例外とすることが許される 天平勝宝二年度の

想としては長官)が税帳使として上京すべきものとされたことにな 使者に立てても許容されていたのに、 大きな変化をもたらす何らかの改革が行われた可能性を強く示唆し を示しているものと考えられ、 る。この事実は、 つまり、天平六年より前には国司に準じる存在に過ぎない史生を 税帳使の責任が従来よりも格段に重くなったこと 天平六年に税帳及び税帳使の制度に 突然、 国司四等官の誰か(理

表3 税帳の名称

る 等 いる帳簿の多くは を回収して納めることをいう。 0) く知られているが、 から、 類型が存在する。 税帳の名称として 年度/国 名称 名称型※ そこに記された名称を抜き出したのが表3であ 天平2年/紀伊 収納大税帳 とは、 天平2年/尾張 収納大税帳 ▼ 天平2年/越前 大税帳 \Diamond 出 ▼ 天平4年/隠岐 正税収納帳 他にも今まであまり注目されてこなかった名称 「収納帳」 一挙」と対をなす用語で、 「収納帳」として作成された帳簿だったのであ 「大税帳」 天平6年/尾張 収納正税帳 ▼ 天平6年/周防 正税目録帳 0 Ł 天平8年/薩摩 正税目録帳 0 Ł 我々が一般に税帳であると認識して 0 「目録帳」である 天平8年/摂津 正税目録帳 「正税帳 天平9年/長門 収納大税目録帳 **▼**+⊚ 正税帳 \Diamond 天平9年/豊後 天平9年/駿河 正税目録帳 0 出挙して貸し出 の二種があることは 収納正税帳 天平9年/和泉 ▼ 正税帳 \Diamond 天平10年/駿河 天平10年/周防 正税帳 \Diamond 天平10年/筑後 正税目録帳 0 天平11年/伊豆 正税并神税帳 \Diamond ょ

▼=収納帳型、◎=目録帳型、◇=略称型

で形作るシンプルな体系の公文だったのではないだろうか あるが、 あった。 知っている。 帳」 税帳といえば収納帳で、 納帳」 が実在したことを、 本来の税帳は、 ならば の それは出挙の実施状況を中央に報告するための公文で 対になるのは勿論 収 (納帳) 出挙帳と収納帳という二つの帳簿が相 は収納による結果を報告する公文であろ 我 出 々は既に早川庄八氏の研究によって . 挙帳は脇役のように考えられがちで 出 帳 であろう。 そして 並 出 h

う。

同様の変化は

税帳の名称においても起こっている。

各税帳

あ

縫

挙

収

税帳の名称

の

変化

早く鎌田元一氏の計 名称が出現する。 の通称である ところが表3から確認できるように、 「目録帳」というのがそれである。 :帳の研究で明らかにされているように統計 ある時期から全く別類 目 [録帳] とは 0)

かという疑いがますます強まる の年に実施された官稲混合が何ら として位置づけ直されたことを示しているように思われる う名称は、 出 そして「目録帳」 収納帳」 | 挙帳」と対になる同位の税帳であったのに対し、 当該帳簿が から 目 0) [録帳] 初見は表3で確認できるとおり天平六年。 「出挙帳」より上位、 への変化は何を示す かの形で関係しているのではない 税帳の か。 本体をなす公文 目録帳」 収 納帳 とい が

官稲混合と雑用

天平六年の官稲混合とは、 冒 一頭でも述べたように、 それまで正税

とは別に出挙・運用されていた郡稲以下の雑色官稲を正税に混合、

本化して管理することとした措置のことである。

勅、令諸国雑色官稲、除駅起稲以外、悉混合正税。史料七 『続日本紀』天平六年正月庚辰(十八)条

(勅せらく、諸国をして雑色官稲、駅起稲を除く以外、悉く正税に

混合せしむ。

除いては、蓄積されるのが基本なのである。

地の行政組織を支えるための財源ではなく、中央、ひいては王権の地の行政組織を支えるための財源ではなく、中央、ひいては王権の

主な収入は出挙による利稲であり、運用と支出によって活発に回転これに対して雑色官稲は蓄積ではなく、雑用に充てるためにある。

も担うことになつた。つまり官稲混合以前の税帳においては例外的雑色官稲を吸収した正税は、それまで雑色官稲が支えていた雑用

される財源であった。

化している国がある。天平二年度の尾張国税帳は次のような書式を官稲混合を境として、税帳における雑用記載の書式がはつきり変であった雑用記載が、官稲混合以後は例外ではなくなるのである。

とつていた(原文で大字で表記されている数値は便宜上簡体に置き換え

山田

郡

天平元年定大税穀二万八千二百六十四斛一斗五升

穎稲三万九千五十九東六把八分

雑用八百二十三東五把五分

二番匠丁粮料三百六十八束

依民部省符割充皇后宮職封戸租料四百五十五東五把五分

遺三万八千二百三十六束一把三分

出拳六千六百八十四束

正身死亡四人。免税一百七十二束

定納本六千五百一十二束

利三千二百五十六束

合九千七百六十八束

雑用三千三百束

年料舂税二千六百束

依民部省符送斎宮七百束

遺六千四百六十八束

古稲三万一千五百五十二東一把三分

ここには二番匠丁粮料、皇后宮職封戸租料、年料舂税、送斎宮の料

16

<u>る</u>。

である。 記載を別立てで記載する書式へと変化していることが確認できるの 料春白米、 断されている。 四 用が時系列式で記されていた税帳が、 られている。 . 種 の雑用記載が見えるが、 送斎宮の料いずれも一連の雑用記載部分にまとめて載せ つまり、 これに対して天平六年度の税帳では番匠の粮料、 天平二年の時点では、 前 一者と後二者は出挙記載を挟んで分 天平三年~六年の間に、 まるで倉札のように雑 雑用 年

官稲混合の結果としての書式変化と考えるのが妥当であろう。チェックしようという意識が窺える。時期的に考えても、天平六年このような書式変更が行われた背景には、より厳密に雑用記載を

(四) 官稲混合と税帳

つ可能性は大いにある。
を開始したものと評価された。確かに結果的にはそのような面を持の奢侈によりまかないきれなくなった「雑用」が「蓄積」への蚕食的な姿を明快に論証された薗田香融氏は、官稲混合について、宮廷かつて正税の「蓄積」機能と雑色官稲の「雑用」機能という対照

称を変え、それを進上する使者には四等官をもつてあてることが求強化と評価すべき面が強い。税帳は単なる収納帳から目録帳へと名施した政府の意図は、地方財政、具体的には税帳雑用記載への監督ただ、天平年間の税帳から窺われる限りにおいて、官稲混合を実

以上の事実から考えれば、先に結論を保留した税帳の進上期限にめられるようになった。雑用記載の書式にも変化が見える。

かかる問題も理解できるのではないかと思う。

はないだろうか。 でまり、天平六年以前は、雑用を年末まで見込みで計上すること ではないだろうか。 ではないだろうか。

与えた可能性も勿論ある。 いだろうか。 で正確に計上する必要がある国には後者が適用されていたのではな で見込みで計上しても差し支えない国には前者、 意識したと覚しきものがかなりの割合を占めている。 翌年二月末という二つの期限が存在していた可能性を指摘しておき はどのように定められていたのだろうか。 それではそれ以前、 表1のとおり、 前者の規定の形成にあたっては、 天平期の正税帳を通覧すれば、 天平初年頃までの段階における税帳進上期限 断案は得ないが、 雑令公廨条が影響を 全ての雑用を実績 雑用を年末ま この二時期を 年末と

のは、今までどの公文をいつ作成・進上してきたかという先例(国ただ、税帳を作成する現場の地方官人たちが最も気を配っていた

後は天平六年頃まで、各国ごとに先例に従って粛々と税帳を作成しで十二月または翌年二月末という二つの進上期限が形成され、その例)だったのではないかと思う。恐らく大宝二年以後いつかの時点

おわりに

ていた、それが実態だったのだろう。

書きにしておきたい。 以上、税帳制度の変遷について検討してきた。最後に結論を箇条

簿であるためであり、制度的な未熟と評価されるべきものではない。備えていなかったようであるが、それは貯積を属性とする正税の帳始である。当時の税帳は雑用記載を少なくとも主要な機能としては大宝二年に大租数文の進上が命じられた。これこそ、税帳制度の開入宝元年、国司に大税貯置の職務が付与されたことを受けて、

るに至った。(3)天平六年の官稲混合を境に、税帳使には国司四等官が立つべるの活果、税帳進上の年度内期限は廃止され、翌年二月に統一されたの結果、税帳進上の年産内期限は廃止され、翌年二月に統一されるの話を がった。

は史生のような准国司が立つことも許容されていた。

天平六年以前の税帳は出挙帳に対する収納帳であり、

使者に

天平六年の官稲混合以後、税帳使には四等官が立つべきとされた

者としての税帳使は、これを機に成立したのではないかと考えられえるが、四度使の一つに数えられ、他の群小諸使とは区別される使てくる使者という意味での税帳使は税帳成立と同時に成立したといことは、税帳使の成立を考える上で注目される。単に税帳を進上し

るからである。

ある。
は今後の課題として明記するとともに、諸賢のご教示を仰ぐ次第で政策がとられたのかという点も当然問題となろう。この点について政策がとられたのかという点も当然問題となろう。この点について政策がとられたのかという点も当然問題となろう。

註

- (1) 従来大税と呼ばれていたが、天平初年頃を境に正税と呼ばれることが多
- 弘文館、一九九七年、初出一九六二年。川庄八「天平六年出雲国計会帳の研究」同『日本古代の文書と典籍』吉川川庄八「天平六年出雲国計会帳の研究」同『日本古代の文書と典籍』吉川弘文館、一九八九年、初出一九三二年、早著作集第七巻 律令制度』吉川弘文館、一九八九年、初出一九三二年、早
- (七三九) 六月戊寅(十七) 条。年になって初めて混合された雑色官稲も存在する。『続日本紀』天平十一年(3) 駅起稲など、天平六年の官稲混合では混合の対象から外され、天平十一
- (4) 澤田吾一『復刻 奈良朝時代民政經濟の敷的研究』柏書房、一九七二年

17

たとえば、『新日本古典文学大系

続日本紀一』岩波書店、

一九八九年、

例出一九二七年、二○五~二○七頁

- ついて」同『日本古代財政史の研究』塙書房、一九八一年、初出一九五七年(5) 薗田香融「隠岐国正税帳をめぐる諸問題――特に天平六年の官稲混合に
- 弘道・笹山晴生執筆担当部)。(6) 新日本古典文学大系『続日本紀二』岩波書店、一九九〇年、五五九頁(黛玉)、近て」同『日本古代財政史の研究』「編書房、一九八一年、初出一九五七年)
- (7) 川原秀夫「官稲混合と税帳書式」『国史学』一七五、二〇〇二年。
- 一九九一年、初出一九八二年、一八頁など。(8) 山里純一「大税と郡稲の成立」同『律令地方財政史の研究』吉川弘文館、
- 年、初出一九七三年、五七四~五七五頁。(9) 鎌田元一「公田賃租制の成立」同『律令公民制の研究』塙書房、二〇〇一
- 一九八一年、二三~四五頁。(10) 岡田利文「税帳制度成立に関する一試論」『ソーシアル・リサーチ』九、
- (1) 山本祥隆「税帳制度試論──進上期限を手がかりに」奈良文化財研究所(1) 山本祥隆「税帳制度試論──進上期限を手がかりに」奈良文化財研究所
- いる。 書きを持つが、青苗簿作成の開始は、当該官符中に霊亀三年と明記されて書きを持つが、青苗簿作成の開始は、当該官符中に霊亀三年と明記されて(12)『類聚三代格』承和九年六月九日太政官符は「応進青苗簿帳事」という事
- 基礎構造』吉川弘文館、一九六〇年、一一一頁、一四一~一四二頁。二一三~二一四頁、黛弘道「国司制の成立」大坂歴史学会編『律令国家の(13) 村尾次郎『律令財政史の研究 増訂版』吉川弘文館、一九六四年、
- (4) 渡辺晃宏「平安時代の不動穀」『史学雑誌』九十八―十二、一九八九年。
- もしれない。 に残されているに過ぎないことの意味も、この際考えてみる必要があるかに残されているに過ぎないことの意味も、この際考えてみる必要があるか。 不動倉別定の記事が正史である『続日本紀』には見えず、『延暦交替式』
- ついて」(前掲)。 薗田香融「隠岐国正税帳をめぐる諸問題――特に天平六年の官稲混合に

- 五三
- 銅五年五月丙申条、和銅六年十一月丙子条、天平元年(神亀六年)五月庚(18) 大宝二年九月戊寅条、和銅二年十月甲申条、和銅四年閏六月丙午条、和
- たとえば、『続日本紀』天平五年四月辛丑条

 $\widehat{20}$ $\widehat{19}$

- 免除。許之。」
 免除。許之。」
 免除。許之。」
 参八十一改理二 雑公文 弘仁十年十月甲子条「民部省言、別聚国史』巻八十 政理二 雑公文 弘仁十年十月甲子条「民部省言、
- ている。これらも税帳申送時期を示す実例として加えてもよかろう。 おうとする掾久米広縄のための宴(『万葉集』巻十九ノ四二三八)が開かれた五一)二月二日には越中守大伴家持の館で「正税帳」を持って京に向か 天平十九年(七四七)四月二十六日、越中掾大伴池主の館で「税帳使」
- 吉川弘文館、一九九七年、初出一九六二年、二八七~二八八頁。(2) 早川庄八「所謂「伊予国正税帳」について」同『日本古代の文書と典籍
- F。(2) 岡田利文「税帳の提出期限をめぐって」『川内古代史論集』二、一九八二(2) 岡田利文「税帳の提出期限をめぐって」『川内古代史論集』二、一九八二
- 帳』現代思潮社、一九八五年、二八一頁。 (24) 山里純一「天平期正税帳総説」林陸朗·鈴木靖民編『復元天平諸国正税
- (36) 山田英雄「奈良寺弋こおける上日上录 『日本古弋史女』岩皮書店、意義」。 (26) 二〇一〇年、京都大学大学院文学研究科提出の修士論文「四度使成立の(25) 二〇一〇年、京都大学大学院文学研究科提出の修士論文「四度使成立の
- 一九八七年、初出一九六二年、二八五頁。 (26) 山田英雄「奈良時代における上日と禄」『日本古代史攷』岩波書店
- (27) 註21参照。
- (28) 『大日本古文書』二、一二三頁
- (2) 早川庄八「所謂「伊予国正税帳」について」(前掲)。

- ついて」(前掲)。 薗田香融「隠岐国正税帳をめぐる諸問題――特に天平六年の官稲混合に
- ついて」(前掲)、二一○頁。(②) 薗田香融「隠岐国正税帳をめぐる諸問題――特に天平六年の官稲混合に

謝辞

な御意見を頂きました。ここに篤く御礼申し上げます。(研究代表者:吉川真司氏、幹事:倉本一宏氏)」にかかる研究会(二○一三年(研究代表者:吉川真司氏、幹事:倉本一宏氏)」にかかる研究会(二○一三年本